

令和4年(家)第5325号 市町村長処分不服申立事件

審 判

本籍

住所

申 立 人 想 田 和 弘

(以下「申立人想田」という。)

本籍

住所

申 立 人 柏 木 規 与 子

(以下「申立人柏木」という。)

申立人ら手続代理人弁護士

竹 下 博 將

同

野 口 敏 彦

同

榎 原 富 士 子

同

折 井 純

同

渕 上 陽 子

同

早 坂 由 起 子

同

溝 田 紘 子

同

寺 原 真 希 子

同

橘 上 真 佐 美 子

同

川 原 未 朋 子

同

塩 村 い づ 新 子

同

木 山 崎 恵 理 子

同

山 川 尻 澤 真 澄 也

同

芹 三 浦 徹 也

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 手続費用は各自の負担とする。

理 由

5 第1 申立ての趣旨

東京都千代田区長は、令和4年6月13日に申立人らがなした、申立人らの同日付け婚姻届を受理せよ。

第2 事案の概要

本件は、申立人らが、令和4年6月13日付け婚姻届（甲7、以下「本件婚姻届」という。）を戸籍事務管掌者である東京都千代田区長（以下「千代田区長」という。）に提出したところ、千代田区長から、民法750条及び戸籍法74条1号に違反することを理由として不受理とする処分を受けたことに対し、戸籍法122条に基づき、不服申立てをする事案である。

第3 当裁判所の判断

15 1 前提事実

本件記録（資料番号につき枝番があるものは、特に掲記しない限り、枝番を全て含む。）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 申立人想田は、生まれの日本国籍を有する男性であ
り、申立人柏木は、生まれの日本国籍を有する女性
である（甲9）。
- (2) 申立人らは、平成9年（1997年）当時、アメリカ合衆国
ニューヨーク州（以下「ニューヨーク州」という。）に居住していたところ、
同日、同州において、同州法所定の婚姻の方式に従い婚姻許可証を得て、ニ
ューヨーク州ニューヨーク市の市庁舎において、記録官の下で婚姻を挙行し
た（以下「本件婚姻」という。）。申立人らは、本件婚姻の際、夫婦が称す
る氏を定めず、現在に至るまでそれぞれ生来の氏を使用している。（甲1な

いし3、9)

- (3) 申立人らは、令和4年6月13日、千代田区長に対し、本件婚姻届並びに
5 ニューヨーク州で発行された婚姻証書謄本（甲2の1。以下「本件婚姻証書」
という。）及びその訳文（甲2の2）を提出して、婚姻の届出（以下「本件
届出」という。）をした。

本件婚姻届の「婚姻後の夫婦の氏」欄には、「夫の氏」と「妻の氏」のい
ずれにもレ点が付されていた（甲7）。

- (4) 千代田区長は、同日、本件届出につき、民法750条及び戸籍法74条1
号に違反しているとして、不受理とする処分（以下「本件不受理処分」とい
う。）をした（甲8）。

- (5) 申立人らは、令和4年7月4日、東京家庭裁判所に対し、本件不受理処分
10 に不服があるとして、本件申立てをした。

2 判断

- (1) まず、前記1(2)記載のとおり、本件婚姻は、ニューヨーク州において同州
15 の方式により挙行されたものであることから、日本において有効に成立して
いるといえるかについて検討する。

ア 法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）によれば、婚姻の
成立（実質的成立要件）については各当事者の本国法により（同法24条
20 1項）、婚姻の方式（形式的成立要件）については、婚姻挙行地の法によ
るものとされている（同条2項）ところ、申立人らはいずれも日本国籍を
有する者であるから、婚姻の実質的成立要件については日本国民法（以下
単に「民法」という。）が適用され、形式的成立要件については婚姻が挙
行されたニューヨーク州家族法が適用される。

イ そして、前記1(2)に認定したとおり、本件婚姻はニューヨーク州におい
て、同州法所定の婚姻の方式に従い、婚姻許可証を得て、ニューヨーク州
25 ニューヨーク市の市庁舎において、記録官の下で挙行されており、形式的

成立要件を充足しているものと認められる。

ウ 次に、本件婚姻が婚姻の実質的成立要件を充足しているかにつき検討するに、本件においては、申立人らに実質的婚姻意思が存在したかが問題となる。

この点、実質的婚姻意思とは、当事者間に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思のことをいうと解される（最高裁昭和44年10月31日第二小法廷判決・民集23巻10号1894頁参照）ところ、申立人らは、永年夫婦として共同生活を営んできており（前記1、手続の全趣旨）、本件婚姻が単に他の目的を達するための便法としてなされたものとは認められないことから、本件婚姻当時、実質的婚姻意思を有していたものと認めるのが相当である。

これに対し、千代田区長は、民法750条に「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定されていることから、実質的婚姻意思には、夫婦が同氏を称することに向けた意思が含まれる旨主張する。

しかしながら、民法750条は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めているのであり、婚姻の本質が、両性において永続的な精神的肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある（最高裁昭和62年9月2日大法廷判決・民集41巻6号1423頁参照）ことからすると、実質的婚姻意思については、かかる関係の設定を欲する効果意思と解するのが相当である（なお、民法による婚姻においては、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生ずることとされている（民法739条1項）ことから、婚姻の成立要件として実質的婚姻意思のみならず形式的婚姻意思（届出意思）が必要とされているが、本件婚姻については、ニューヨーク州法の定める婚姻の方式（形式的成立要件）を充足すれば足りるため、婚姻の成立要件として届出

意思までは不要と解される。)。

また、千代田区長は、民法750条により、婚姻の際に夫婦が称する氏について合意すること（以下「同氏の合意」という。）が婚姻の実質的成立要件とされているとも主張するが、民法750条は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めているのであり、同規定をもって、同氏の合意が実質的成立要件とされているとは言えない。

その他、本件婚姻について、民法に規定する実質的成立要件（民法731条ないし737条）に欠けるところは認められない。

エ したがって、本件婚姻は、民法の定める実質的成立要件及びニューヨーク州家族法の定める形式的成立要件のいずれをも充足しているものと認められるから、有効に成立しているものというべきである。

(2) 次に、本件不受理処分の当否につき検討する。

ア 外国に在る日本人が外国の方式に従って婚姻し、その旨の証書（婚姻証書）を作らせた場合には、3か月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事を通じて、又は直接に、当該証書の謄本を本籍地の市区町村長に提出し、届け出なければならないものとされている（戸籍法41条、42条、甲6。なお、この場合の届出は報告的届出である。）ところ、これは、婚姻が成立した旨を自身の戸籍に記載し、公証する必要があるためである。そして、この届出に際しては、戸籍実務上、必要に応じて夫婦が称する氏等の戸籍の届出に必要な事項について申出させることとされている（昭和25年1月23日付民事甲第145号（二）36号民事局長回答、令和4年11月2日付け千代田区長意見書添付資料3）。

イ ところで、通則法によれば、婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法によるものとされている（同法25条）ところ、申立人らはいずれも日本国籍を有する者であるから、婚姻の効力は民法によることとなる。

そして、民法は、婚姻の効力として、夫又は妻の氏を称するという効力（同氏の効力）が発生するものとしており（同法750条）、同規定に基づき、戸籍法により、夫婦が称する氏の届出をし（同法74条1号）、一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに戸籍が編成される（同法6条）ことが予定されている。
5

そうすると、外国の方式に従って婚姻した日本人夫婦においても、婚姻の効力として同氏の効力が生じることから、婚姻の届出に際しては、夫又は妻の氏のいずれかを「夫婦が称する氏」として届け出なければならないと解するべきであり、上記アのとおり、戸籍法が、外国の方式に従って婚姻した日本人夫婦に対して婚姻の届出義務を課しているのも、そのような解釈を前提にしているものと解される。
10

ウ しかるに、申立人らは、前記1に認定したとおり、本件婚姻届の「婚姻後の夫婦の氏」欄につき、「夫の氏」と「妻の氏」のいずれにもレ点を付しており、未だ夫又は妻のいずれか一方の氏を選択して届け出ていない。

エ 以上のように、申立人らは、夫又は妻のいずれか一方の氏を選択して本件婚姻を届け出でないから、本件不受理処分は不当とはいえない。

オ この点、申立人らは、報告的届出である本件届出の受理とその後の婚姻関係の戸籍への記載とは概念的に区別すべきであり、民法750条及び戸籍法74条1号の規定があるとしても、本件届出を不受理とする理由にはならない旨主張する。
20

しかしながら、前記のとおり、本件届出は婚姻の報告的届出ではあるものの、外国の方式に従って婚姻した日本人夫婦においても、婚姻の効力として同氏の効力が生じ、婚姻の届出に際しては、夫又は妻の氏のいずれかを「夫婦が称する氏」として届け出る義務を負うのであり、申立人らがかかる届出をしない以上、本件届出は、届出に必要な事項に欠けるものというべきである。したがって、本件不受理処分が不当であるとはいはず、こ
25

の点に関する申立て人の主張は採用できない。

3 よって、本件申立てには理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり審判する。

令和7年1月10日

5 東京家庭裁判所家事第3部

裁判長裁判官 村 主 幸



裁判官 砂 古



10 裁判官 磯 崎



これは謄本である。

令和7年1月10日
東京家庭裁判所記官 本田亮

